

けんぽQ & A

Series 10

Q 私の主人が会社を退職してから病気で亡くなりました。

会社を退職しているのですが、「埋葬料」は出していただけるのでしょうか？

A はい！支給できます。 支給額は5万円で、付加金として1万円が支給されます。

被保険者（会社に勤めていた本人）が

- ① 資格喪失後3ヶ月以内に死亡した場合（退職前の1年以上の被保険者期間は不要）
- ② 傷病手当金・出産手当金を受けていた間に死亡した場合
- ③ 傷病手当金・出産手当金を受けなくなった日から3ヶ月以内に死亡した場合

は、埋葬料が支給されます。

手続き方法は、在籍中と同じですが事業主の証明は必要ありません。

添付書類 : 埋葬料（費）支給請求書（ホームページより）
被保険者証カード（在籍中に死亡した場合や資格喪失の際未返却の場合）
死亡証明書（死亡診断書・埋葬許可証または火葬許可証（写））
ただし、死亡証明書を提出できない場合は、「戸籍から削除」されている
証明書を提出ください。

§ 埋葬費とは §

生計維持関係の遺族がない場合、他の人が葬祭を行った場合は、「埋葬費」として
請求することができます。

この場合も5万円で、実際にかかった費用の領収書が必要となってきます。